

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	中頓別町健康管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中頓別町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理関係事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等の対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道中頓別町

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理関係事務
②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、健康増進法(平成14年法律第103号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図り、町民の健康維持と疾病予防の推進を目的とする。 ①予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導等、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進に関する事務 ④その他
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、予防接種情報ファイル、母子保健情報ファイル、宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表10、49、70、76、93の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表16の2、26、56の2、69の2、87、115の2の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表16の2、16の3、17、18、19、69の2、70、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道中頓別町
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中頓別町保健福祉課保健グループ 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別175番地 01634-6-1995
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中頓別町保健福祉課保健グループ 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別175番地 01634-6-1995
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、特定個人情報の取扱いにおいて手作業が発生するが、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中頓別町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に測り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を下記のとおり講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損へリスクへの対策は十分であると考えられる。

事業計画

年度	項目	実施前の状態	実施後の状態	提出時期	提出時期に係る備考
令和2年度	1. 特定個人情報に関する項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年2月31日時点	2019年5月31日時点	事後	
令和2年度	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月31日時点	2019年5月31日時点	事後	
令和2年度	1. 関連情報 特定個人情報ファイルを数 2. 業務の概要	本事業は、予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性及び乳幼児の健康の維持増進を図り、市民の健康増進と疾病予防の増進を目的とする。 1. 予防接種法による予防接種の実施。 2. 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導等、妊産婦の届出、未熟児の訪問指導に関する事項 3. 健康増進法による健康増進に関する事項 4. その他	本事業は、予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性及び乳幼児の健康の維持増進を図り、市民の健康増進と疾病予防の増進を目的とする。 1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事項 2. 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導等、妊産婦の届出、未熟児の訪問指導に関する事項 3. 健康増進法による健康増進に関する事項 4. その他	事後	新たに情報提供が開始される 事項が追加されるため
令和2年度	3. 個人番号の利用 2. 法令上の根拠	行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用の範囲)及び別表第一 項10、49、76	行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用の範囲)及び別表第一 項10、49、76、93(2)	事後	法令上の根拠を見直したため
令和2年度	4. 情報提供ネットワークによる 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 項14(2)	番号法第19条第7号及び別表第二 項16(2)、115(2)	事後	法令上の根拠を見直したため
令和2年度	1. 関連情報 2. 取扱者数 3. 業務の概要	理事長 吉田智一	保健福祉課長	事後	役職名の変更
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	中級別府(保健福祉課保健グループ)	中級別府(保健福祉課保健グループ)	事後	グループ名の変更のため
令和2年度	1. 特定個人情報に関する項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成21年2月31日時点	令和2年2月12日時点	事後	対象人数の見直しのため
令和2年度	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成21年5月31日時点	令和2年2月12日時点	事後	対象人数の見直しのため
令和2年度	1. 関連情報 特定個人情報ファイルを数 2. 業務の概要	本事業は、予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性及び乳幼児の健康の維持増進を図り、市民の健康増進と疾病予防の増進を目的とする。 1. 予防接種法による予防接種の実施。 2. 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導等、妊産婦の届出、未熟児の訪問指導に関する事項 3. 健康増進法による健康増進に関する事項 4. その他	本事業は、予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、健康増進法(平成14年法律第103号)及び個人情報保護法(平成17年法律第57号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性及び乳幼児の健康の維持増進を図り、市民の健康増進と疾病予防の増進を目的とする。 1. 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事項 2. 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導等、妊産婦の届出、未熟児の訪問指導に関する事項 3. 健康増進法による健康増進に関する事項 4. その他	事後	記入漏れ
令和2年度	1. 関連情報 特定個人情報ファイルを数 2. システムの名称	健康管理システム、団体内統合労務システム、市民サービス	健康管理システム、団体内統合労務システム、市民サービス、クラウド管理情報システム(VRS)	事後	
令和2年度	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 項14(2)、115(2)	番号法第19条第7号及び別表第二 項16(2)、11、18、19、69(2)、70、102(2)、115(2)、別表第二における情報提供の根拠 項16(2)、16(2)、28、56(2)、69(2)、87、102(2)、115(2)	事後	法令改正による訂正と記入漏れ
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	令和2年2月12日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	令和2年2月12日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和2年度	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 2. 法令上の根拠	行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用の範囲)及び別表第一 項10、49、76、93(2)の項	番号法第9条第1項 別表10、49、76、93(2)の項	事後	法令改正
令和2年度	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 項14(2)、11、18、19、69(2)、70、102(2)、115(2)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号に基づき生野令 第2条第1項(6)(2)、11、18、19、69(2)、70、115(2)の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号に基づき生野令 第2条第1項(6)(2)、16(2)、28、56(2)、69(2)、87、102(2)の項	事後	法令改正
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	令和4年1月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	数値基準日に訂正
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	令和4年1月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	数値基準日に訂正
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	追加記載	十分である	事後	様式改正
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	追加記載	マイナンバー利用事業におけるマイナンバー登録業務に係る機密的なマイナンバーを適正に管理し、漏れ、滅失、毀損、不正利用等が発生するが、取扱いの管理を徹底して、個人が漏れ、滅失、毀損するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	追加記載	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	追加記載	十分である	事後	様式改正
令和2年度	1. 特定個人情報開示の指示・訂正 2. 開示停止請求 3. 開示拒否	追加記載	中級別府情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等向け)に準じ、漏れ・滅失・毀損防止のための物理的セキュリティ管理、技術的安全管理を実施することとしている。 特定個人情報を含む書面やSDメモリーは、施錠できる保管用保管箱に保管している。 USBメモリは、事前許可を得た後のみ使用可能とするとともに厳格に管理している。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護のポリシーを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損・ヘルニアへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正